

さいたま市告示第474号

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正
する告示

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱（平成17年さい
たま市告示第299号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第4条関係） 重度要介護高齢者訪問理・美容サービス実施可否決 定通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第1号（第4条関係） 重度要介護高齢者訪問理・美容サービス実施可否決 定通知書 [略] さいたま市長  [略]
様式第3号（第10条関係） 訪問理・美容業務事業者登録決定・却下通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第3号（第10条関係） 訪問理・美容業務事業者登録決定・却下通知書 [略] さいたま市長  [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。